

平成14年 2月20日

医療機関による広告の規制緩和について

厚生労働省におきましては、患者に対する情報提供を推進する観点から、昨年9月より、医療機関による広告規制の緩和を含め、医療に関する情報提供について、社会保障審議会医療部会（部会長：高久 史麿 自治医科大学長）において検討を進めてまいりました。医療部会での議論を踏まえ、「広告規制の緩和について（案）」を取りまとめ、別添のとおり、パブリックコメントとして広く一般からご意見を募集いたしますので、お知らせいたします。

なお、本件については、明日より、厚生労働省のホームページに掲載いたします。

広告規制の緩和について（案）

【目的・趣旨】

- 医療法においては、医療機関が広告できる事項を個別に列記しており、医療法第69条第1項第1号から第10号までに列記する事項のほか、大臣告示で定める事項を広告できることとしております。
- 患者に対する情報提供を推進する観点から、これまでも医療機関が広告可能な事項の拡大を進めてきており、平成13年3月には、医師の略歴、(財)日本医療機能評価機構が行う医療機能評価を受けた旨、診療録等の情報提供を行うことができる旨等を広告できるよう規制緩和を進めてきました。
- 現在進められている医療制度改革においても、医療に関する情報開示を進め、患者の選択を通じて我が国の医療を一層質の高い効率的なものとしていくことが重要な柱と位置付けられております。このため、昨年9月より、広告規制の緩和を含め、医療に関する情報提供について、社会保障審議会医療部会において検討を進めてまいりましたが、医療部会での議論を踏まえ、別紙の事項を広告できるよう告示改正を検討しています。

※ 参考

今回の告示改正案は、広告という限られた情報提供手段に関するものですが、医療に関する情報提供については、広告以外にも、インターネット、院内掲示等による広報や公的機関による情報提供など様々な手段があることに留意する必要があります。

- 今回の告示改正案に関して、御意見のある方は、平成14年3月20日（水）までに次のあて先に御意見をお寄せ下さい。

(注1) 電話による御意見は受け付けておりません。また、頂いた御意見に対しての個別の回答は致しかねますので、あらかじめその旨御了承願います。頂いた御意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることを御承知おきください。

(注2) (別紙)については、具体的な緩和内容をわかりやすく列記したものであり、実際の大臣告示に規定する条文については、法令技術上の理

由から若干異なる文言になります。

電子メールの場合	kokoku@mhlw.go.jp
郵送の場合	〒100-8916東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省医政局総務課 広告規制緩和パブリックコメント担当宛
FAXの場合	(03)3501-2048 厚生労働省医政局総務課宛

(別紙)

【新たに広告をできることとする事項】

1. 医業又は歯科医業・病院又は診療所関係の広告について

※「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項」(平成13年厚生労働省告示第19号)関係

○ 次の基準を満たす団体から専門医の認定を受けた医師・歯科医師がいる旨

- ・ 学術団体として法人格を有していること
- ・ 団体の会員数が1,000人以上であり、かつ、会員の8割以上が医師・歯科医師であること。
- ・ カリキュラムに基づき5年以上の研修を行っていること
- ・ 資格の取得に当たって適正な試験を実施していること
- ・ 資格の更新制度を設けていること
- ・ 団体の会員及び認定した専門医の名簿が公表されていること
- ・ 専門医の資格要件を公表していること
- ・ 一定の活動実績を有し、その内容を公表していること
- ・ 問い合わせに応じる体制が整備されていること

○ 治療方法

※広告内容の客観性を確保する観点から、診療報酬点数表において認められている名称に限ることとします。

○ 手術件数

※広告内容の客観性を確保する観点から、診療報酬点数表で認められている手術に限ることとします。ただし、手術件数を広告する場合は、年報等を作成して公表する等広告する手術件数について容易に検証できるようにすることを条件とすることとします。

○ 分娩件数

※分娩件数を広告する場合は年報等を作成して公表する等広告する分娩件数について容易に検証できるようにすることを条件とすることとします。

○ 平均在院日数

※平均在院日数を広告する場合は、年報等を作成して公表する等広告す

る平均在院日数について容易に検証できるようにすることを条件とすることとします。

○ 患者数

※入院外来別、疾患別の広告も可能。ただし、患者数を広告する場合は年報等を作成して公表する等広告する患者数について容易に検証できるようにすることを条件とすることとします。

※また、疾患別患者数を公表する場合は、診療報酬点数表において「診療録管理体制加算」の施設基準が認められていることを条件とします。

【参考】診療録管理体制加算の施設基準（平成12年厚生省告示第67号）

- ・患者に対し診療情報の提供が現に行われていること。
- ・診療記録の全てが保管及び管理されていること。
- ・1名以上の専任の診療記録管理者の配置その他診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- ・中央病歴管理室等、診療記録管理を行うにつき適切な施設及び設備を有していること。
- ・入院患者について疾病統計及び退院時要約が作成されていること。

○ 次に掲げる医療機関である旨

- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関
- ・ 戦傷病者特別援護法の指定医療機関
- ・ 小児救急医療拠点病院
※平成14年度予算成立後に措置予定
- ・ エイズ治療拠点病院
- ・ 特定疾患治療研究事業を行っている病院
- ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業を行っている病院
- ・ 精神保健福祉法に規定されている措置入院を行っている病院

○ 医師・看護婦等スタッフの患者数に対する配置割合及び人数

○ 売店、食堂、花屋、喫茶店、床屋、一時保育サービスの実施等がある旨

○ 他の医師又は歯科医師の意見を求める患者に協力する体制を確保している旨（いわゆるセカンドオピニオンの実施）

○ 電子カルテを導入している旨

- 患者相談窓口を設置している旨
- 症例検討会を開催している旨
- 入院診療計画を導入している旨
- 医療安全のための院内管理体制が整備されている旨
 ※安全管理のための指針、医療事故等の院内報告制度、安全管理のための委員会開催、職員研修の実施等
- 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の個別具体的な審査結果
- 病床利用率
 ※病床利用率を広告する場合は年報等を作成して公表する等広告する病床利用率について容易に検証できるようにすることを条件とすることとします。
- 病院・診療所を経営する法人の理事長の略歴
 ※これからの医業経営の在り方に関する検討会（座長：田中滋慶應義塾大学教授）における検討結果を踏まえて措置。
- 外部監査を受けている旨
 ※これからの医業経営の在り方に関する検討会（座長：田中滋慶應義塾大学教授）における検討結果を踏まえて措置。
- (財)日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録している旨
 ※いわゆるISO9000s
- 医療機関のホームページアドレス

※施行期日 特に記載のあるものを除き、平成14年4月1日予定

2. 助産婦の業務・助産所関係の広告について

※「医療法第71条第1項第8号の規定に基づく助産婦の業務又は助産所に関して広告し得る事項」（平成5年厚生労働省告示第24号）関係

○ 妊産婦又はじょく婦数

※妊産婦又はじょく婦数を広告する場合は年報等を作成して公表する等広告する妊産婦又はじょく婦数について容易に検証できるようにすることを条件とすることとします。

○ 分娩件数

※分娩件数を広告する場合は年報等を作成して公表する等広告する分娩件数について容易に検証できるようにすることを条件とすることとします。

○ 売店、食堂、花屋、喫茶店、床屋、一時保育サービスの実施等がある旨

○ 安全のための管理体制が整備されている旨

○ 助産所を経営する法人の理事長の略歴

※医業等の広告に関する検討結果を踏まえて対応。

○ 外部監査を受けている旨

※医業等の広告に関する検討結果を踏まえて対応。

○ (財)日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録している旨

※いわゆるISO9000s

○ 助産所のホームページアドレス

※施行期日 特に記載のあるものを除き、平成14年4月1日予定

医療に関する広告規制の緩和について

参考資料

今回の広告規制緩和について

- 今般の医療制度改革では、我が国の医療を一層質の高い効率的なものとしていくために、医療に関する情報開示を進め、患者の選択の拡大を図ることが重要な柱と位置付けられている。
- また、改革先行プログラム、総合規制改革会議第1次答申においても、今年度内に医療機関の広告規制の緩和を行うべきことを指摘されているところ。
- 社会保障審議会医療部会においては、昨年9月17日以来6回にわたり、患者に対する情報提供と広告規制の緩和について御議論いただいた。

◇経済対策閣僚会議「改革先行プログラム」(平成13年10月26日)

医療機関の広告及び情報提供に係る規制の見直し(将来のネガティブリスト化を視野に入れつつ、ポジティブリストへの掲載が困難な場合の説明責任を明確にし、ポジティブリストの積極的拡充を図る。)

◇政府・与党社会保障改革協議会「医療制度改革大綱」(平成13年11月29日)

医療に係る広告規制の緩和や国民に対する医療機関情報の提供の推進
医療に係る広告規制の緩和を今年度中に実施するとともに、医療機関情報の提供の充実を図る。

◇総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」(平成13年12月11日)

現在の広告規制を見直し、将来のネガティブリスト化を視野に入れつつ、当面は、現在広告が許されている内容・範囲の大幅な拡大を図るとともに(ポジティブリストの積極的拡大)、関係者の要望にもかかわらずポジティブリストへの掲載が困難な場合の説明責任を明確にするべきである。

〈今後のスケジュール(案)〉

- ・ 2月21日 パブリックコメント開始
- ・ 3月末 パブリックコメントの結果を踏まえて改正大臣告示公布(4月1日施行予定)

【今回の改正の考え方】

- 客観的で検証可能な事実については、原則として広告規制を緩和すること。
- 具体的に提供される情報の内容に応じて、情報提供のための手段として広告規制の緩和によるべきか、公的機関による情報提供やインターネット等の広報によるべきかを、それぞれの手段の特性等を勘案した上で決めることとする。
- 患者保護の観点からネガティブリスト化を行わず、可能な限りのポジティブリストの拡大で対応した。

今回の緩和事項

◇医療の内容に関する情報

- 専門医の認定
- 治療方法
- 手術件数、分娩件数、平均在院日数、疾患別患者数

◇医療機関の構造設備・人員配置に関する情報

- 医師・看護婦等の患者数に対する配置割合
- 売店、食堂、一時保育サービス等

◇医療機関の体制整備に関する情報

- セカンドオピニオンの実施
- 電子カルテの導入
- 患者相談窓口の設置
- 症例検討会の開催
- 入院診療計画の導入
- 医療安全のための院内管理体制

◇医療機関に対する評価

- (財)日本医療機能評価機構の個別評価結果

◇医療機関の運営に関する情報

- 病床利用率
- 理事長の略歴
- 外部監査
- 患者サービス (ISO9000s) の提供体制に係る評価

◇その他

- 医療機関のホームページアドレス
- 次に掲げる医療機関である旨
 - ・ 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関
 - ・ 小児救急医療拠点病院
 - ・ エイズ治療拠点病院
 - ・ 特定疾患治療研究事業を行っている病院等

広告規制緩和の内容

制定当時

(昭和23年)

- 医師、歯科医師である
- 旨
- 診療科名
- 病院等の名称、電話番号、所在地
- 診療に従事する医師、歯科医師の氏名
- 診療日又は診療時間
- 入院設備の有無
- 保険医療機関、救急病院等

平成4年改正

以下の項目を追加

- 院内案内（病院の場合）
- 療養型病床群の有無
- 開放型病院、紹介外来型病院、緩和ケア病棟の有無
- 予約診察、休日診療、往診の実施
- 他の医療機関への紹介の実施
- 訪問看護の実施等

平成9年改正

以下の項目を追加

- 在宅医療の実施
- 入院患者に対して提供する役割
- 医師、看護婦等の員数
- 病床数、病室数
- 病室、機能訓練室等に関する事項
- 併設施設の名称等

平成13年改正

以下の項目を追加

- 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供していること
- (財)日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果
- 治験に関する事項
- 医師、歯科医師の略歴、年齢、性別
- 共同利用することができる医療機器等